

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 働き方改革に関する助成金が新設

平成31年3月15日、首相官邸において「第8回中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ」が開催されました。このワーキンググループは、中小・小規模事業者の長時間労働是正や生産性向上、人材確保の取組等について、省庁横断的に必要な検討を行うためのもので、この場で働き方改革に関する主な支援策として、「人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）」の新設が紹介されています。助成金の概要は以下のとおりです。

《平成31年度制度創設助成金の概要》

① 助成概要

働き方改革に取り組む上で、人材を確保することが必要な中小企業事業主が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る場合に助成されます。

② 対象となる事業主

以下の要件を満たす中小企業事業主が対象とされます。

- ・ 時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース、勤務間インターバル導入コース、職場意識改善コース）の支給を受けたこと
- ・ 新たに労働者を雇い入れ、雇用管理改善のための計画を策定し、一定の雇用管理改善に取り組むこと

③ 助成額

- ・ 雇入れた労働者一人当たり60万円（短時間労働者の場合は40万円）が助成されます。
- ・ 助成対象は10名までの人員増が上限とされます。
- ・ 生産性要件を満たした場合は、労働者一人当たり15万円（短時間労働者の場合は10万円）が追加されます。

2. 労務管理の基礎知識

■ 短時間労働者（パートタイム労働者）

⑥ 事業主が講ずる措置の内容等の説明

事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容を説明しなければなりません。

【雇入れ時にする説明内容の例】

- ・ 賃金制度がどうなっているか
- ・ どのような教育訓練があるか
- ・ どのような福利厚生施設が利用できるか
- ・ どのような正社員転換推進措置があるか など

また、事業主には、労働条件にかかる文書の交付等、就業規則の作成の手続、差別的取扱いの禁止、賃金の決定、教育訓練、福利厚生施設、通常の労働者への転換に関して措置することとなっている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項について、短時間労働者から説明を求められた場合には、これについて説明しなければならないこととされています。

なお、短時間労働者がこれらの説明を求めたことを理由に、不利益な取扱いをしてはなりません。また、不利益な取扱いを恐れて、短時間労働者が説明を求めることができないことがないようにすることが求められます。

3. 所長コラム

■ 現金派？それともキャッシュレス派？



現在、政府では、国家戦略特区で、電子マネーを中心とする「デジタルマネー」を使った賃金の支払いを解禁する検討が進められています。現金や、銀行など金融機関口座への振り込みに限定する現行規制を緩和することでキャッシュレス化を推進する狙いがあるようです。

「nanaco」「WAON」または「manaca」といった交通系の電子マネー、「iD」「QUICPay（クイックペイ）」といった“おサイフケータイ”など基本的に審査が不要なのでクレジットカードに比べて手軽に作ることができ、取り扱うお店やサービスで現金と同じように利用できますし、利用すれば利用するほどポイントが貯まります。またクレジットカードも現金を持たなくてもお買物はもちろんレストラン、水道光熱費、電話代なども支払えますし、後払いで支払いができ、なおかつ金利0円でポイントが貯まる。何とも貧乏人にはありがたいが、「タダより怖いものはない」クレジットカード。

電子マネー・クレジットカードでの支払いは急速に社会に普及してきています。タクシー、コインパーキング、歯医者での治療費（自由診療）、多くの場面で利用できます。消費税10パーセントに伴いキャッシュレス決済で政府がポイントをくれる。

福沢諭吉先生のお顔を拝見しない事もそんなに遠い話ではないかも。